

早 町 第 6 5 6 号
令和3年11月12日

各自治会・町内会長 様

早島町長 中川 真寿男

早島町ごみ減量化推進協議会委員の推薦について（ご依頼）

平素から町行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

町では、「ごみ減量化・リサイクルの推進」のため、早島町ごみ減量化推進協議会を設置しておりますが、現在の委員が、令和4年3月31日をもって任期満了（任期2年）となります。

つきましては、次期委員を別紙推薦書により、ご推薦くださいますようお願いいたします。なお、推薦にあたり、委員の再任は妨げませんので、よろしく願いいたします。

また、ご本人署名、押印の就任承諾書を併せてご提出ください。

記

1. 添付資料 早島町ごみ減量化推進協議会委員推薦書（提出書類）
就任承諾書（提出書類）
早島町ごみ減量化推進協議会委員名簿（資料1）
早島町ごみ減量化推進協議会設置要綱（資料2）
ごみ減量化推進協議会委員の主な役割について（資料3）
2. 提出期日 令和4年2月28日（月）
※自治会・町内会総会等で次期委員を決められるなど、提出期日に間に合わない場合は、決定次第ご提出ください。
3. 提出先 早島町 町民課 TEL. 086-482-0613

※1年交代の自治会におかれましては、毎年後任者の推薦をお願いします。

問合せ

早島町 町民課 担当：貝原、山崎
TEL.086-482-0613

令和 年 月 日

早島町長 中川 真寿男 様

推薦者 _____ 自治会・町内会

会長 _____ ⑩

早島町ごみ減量化推進協議会委員推薦書

当自治会・町内会担当のごみ減量化推進協議会委員として、次の者を推薦します。

氏名	住所	電話

(注) 地区により2名のところがありますので、資料1により確認をお願いします。

なお、令和4年2月28日(月)までに、町民課へ提出してください。

※自治会・町内会総会等で次期委員を決められるなど、上記期日に間に合わない場合は、決定次第ご提出ください。

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間

記入例

令和 4年 2月28日

提出日を記入してください

早島町長 中川 真寿男 様

推薦者 早島 自治会・町内会

会長 早島 太郎

早島

早島町ごみ減量化推進協議会委員推薦書

当自治会・町内会担当のごみ減量化推進協議会委員として、次の者を推薦します。

氏名	住所	電話
前潟 花子	早島町前潟〇〇〇-〇	482-〇〇〇〇

(注) 地区により2名のところがありますので、資料1により確認をお願いします。

なお、令和4年2月28日(月)までに、町民課へ提出してください。

※自治会・町内会総会等で次期委員を決められるなど、上記期日に間に合わない場合は、決定次第ご提出ください。

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間

就 任 承 諾 書

令和 年 月 日

早島町長 中 川 真 寿 男 様

住 所 早島町

氏 名

印

令和4年4月1日付け、早島町ごみ減量化推進協議会委員の就任
について承諾します。

記入例

就任承諾書

令和 4年 2月25日

署名押印日を記入してください

早島町長 中川真寿男様

住所 早島町前潟〇〇〇-〇

氏名 前潟 花子 (前潟)

令和4年4月1日付け、早島町ごみ減量化推進協議会委員の就任
について承諾します。

○早島町ごみ減量化推進協議会設置要綱

(平成 4 年 5 月 1 日要綱第 2 号)

改正 平成 12 年 3 月 31 日要綱第 20 号 平成 17 年 4 月 1 日要綱第 27 号

平成 27 年 4 月 1 日要綱第 3 号

(目的及び設置)

第 1 条 ごみ問題について、地球環境を保全し、限りある資源を有効に活用するなど、極めて重要な課題であるとの認識にたつて、資源の再利用と減量化を進めるため、早島町ごみ減量化推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) ごみの資源化、再利用の推進に関すること。
- (2) ごみ減量化の推進に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織及び任期)

第 3 条 協議会の委員は 35 人以内とし、自治会等の推薦に基づき町長が委嘱する。

- (1) 住民代表
- (2) 各種団体

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議及び運営)

第 4 条 協議会に、会長 1 名、副会長 2 名を置く。

- (1) 会長、副会長は、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (4) 協議会は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

(幹事)

第 5 条 協議会に幹事若干名を置くことができる。

- (1) 幹事は、会長が町民課と協議して決める。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、町民課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 早島町再資源化利用推進委員会設置要綱(昭和54年要綱第1号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月31日要綱第20号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日要綱第27号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年4月1日要綱第3号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

ごみ減量化推進協議会委員の主な役割について

- 1 ごみの資源化、再利用についての普及啓蒙活動について
リサイクルの推進について
(地域において、率先的に指導助言を行う)
- 2 ごみ行政についての啓発、啓蒙活動について
家庭ごみの出し方ルールについて
不法投棄防止活動について
(不法投棄があれば町へお知らせいただき、その対策についての
検討を行う)
- 3 町と地域との連携活動
各地域においてのごみ処理の問題点があれば、町と共にその解決に
当たる。
- 4 年2回のごみ減量化推進協議会開催
(5月又は6月頃及び11月頃に開催)
早島町のごみの状況等の報告
各地区のごみ減量化推進委員さんとの情報交換
- 5 その他の役割は、各自治会により異なります。